

モデル就業規則(最新版)公開!

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

厚生労働省が、最新(2020年11月版)のモデル就業規則を公開しました。今回はこの中で副業・兼業について掲載します。2018年1月に既にモデル就業規則を改定し、労働者の遵守事項の「許可なく他の会社等の業務に従事しないこと。」という規定を削除し、副業・兼業について規定を新設しましたが、さらに、2020年9月の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の改定に伴い、副業・兼業についての記述を改訂しています。(モデル就業規則第14章第68条)

副業・兼業に関する就業規則改定の際の注意点

- 副業・兼業に係る相談、自己申告等を行ったことにより不利益な取扱いをすることはできない
- 副業・兼業については他の会社等に雇用される形のほか、事業主となって行うものや、請負・委託・準委任契約により行うものも含む
- 過労等により業務に支障を来さないようにする観点から、就業時間が長時間にならないよう配慮することが望ましい

労働者が自社・他社の両方で雇用されている場合の確認事項

■ 労務提供上の支障や企業秘密の漏洩のおそれがあるため、事前に以下を確認しましょう。



- ・他社の事業内容
- ・他社で労働者が従事する業務内容

■ 長時間労働を招かないよう、労働者の安全や健康に支障をもたらさないか、禁止または制限しているものに該当しないかなどの観点から、次のような事項を確認することが望ましいです。

- ・他社との労働契約の締結日、期間
- ・他社での所定労働日、所定労働時間、始業・終業時刻、所定外労働の有無、見込み時間数、最大時間数
- ・他社における実労働時間等の報告の手続
- ・これらの事項について確認を行う頻度

モデル就業規則の規定例は、あくまでも規定の一例です。いざ問題が起きたときにあわてないよう、今一度自社の就業規則を確認し、事前に見直しを検討しましょう。

事業主でも労災保険に加入できるの? ～特別加入制度～



クリニックを経営していますが、新型コロナウイルス感染症への感染が心配です。

事業主には労災は適用されないんですよね…?

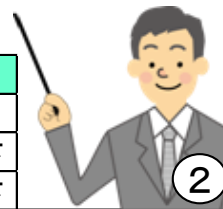


①

労災保険には「特別加入制度」があり、一定の人に特別に任意加入を認めています。以下に当てはまる方を「中小事業主等」といい、加入できる可能性があります。

- ① 下記表に定める数の労働者を常時使用する事業主
- ② 労働者以外で①の事業主の事業に従事する人(事業主の家族従事者や、中小事業主が法人等の場合の代表者以外の役員など)

業種	労働者数
金融業・保険業・不動産業・小売業	50人以下
卸売業・サービス業	100人以下
上記以外の業種	300人以下



②

可能性があるなら加入したいです。具体的にどのような手続が必要でしょうか。



③

加入には要件があります。

- ① 雇用する労働者について保険関係が成立していること(労災保険の手続をしていること)
 - ② 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること
- 事務組合に委託していない場合は、まずは事務組合を選定し、事務委託する必要があります。委託した事務組合を通じて、特別加入申請書を提出します。



④

保険料は、どのように設定するのでしょうか。



⑤

まず、給付基礎日額(3,500円～25,000円)をご自身で設定します。給付基礎日額が低いと保険料が安くなりますが、その分、休業(補償)給付などの給付額も少なくなりますので、十分ご留意の上、適正な額を申請してください。

年間保険料は「給付基礎日額×365日」に、それぞれの事業に定められた保険料率を乗じたものになります。

特別加入以外に、民間の保険会社でもカバーできるかもしれませんので比較検討してみましょう。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)
〒561-0872
大阪府豊中市寺内2-4-1 緑地駅ビル4階
発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健
執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp



←Q&A事例集はこちら

作成日: 2020.12.15

